

図書館へ行こう!

【市立図書館ホームページ】
<http://www.amakusa-lib.jp/>
 中央図書館 ☎ 7001、FAX 7013
 河浦図書館 ☎ 8111、FAX 8112

“暑～い夏は、涼しい図書館で勉強しよう!”

図書館では、学生の皆さんの夏休みの宿題をお手伝いする図書を用意しています。

イラストでわかる! ジュニア科学事典 サラ・カーン	身近な素材で つくる小学生の わくわく工作	夏休みの宿題 パーフェクトガイド 学研の夏休みドリル 小学1・2年生	読書感想文書くときブック とっちゃん宮川俊彦の 読書読解教室 宮川俊彦

このほかにも課題図書、各種図鑑・事典、参考図書などありますので、中央図書館へお尋ねください。

河浦図書館 夏のおはなし会

- ◆とき=7月27日(日) 午前10時30分から
 - ◆ところ=河浦図書館(河浦支所内)
- 夏がテーマのおはなし会。どなたでも参加できます。

♪今回は夏の工作です♪
 竹を使った手作り水でっぽう! 夏休みの工作にどうですか?

市民のひろば

※詳しいことは問にお問い合わせください。

催し

訪問看護師養成研修の開催について

県と九州看護福祉大学では、結婚や出産などで一時的に現職を退き就業していない看護師のを対象に、訪問看護師の養成研修を行います。また、研修後は希望者に就業支援も行います。

- ▼とき 8月20日(水)、同21日(木)、同22日(金)、9月11日(木)、同12日(金)、同14日(日)。
- ▼ところ 天草地域医療センター(亀場町)。

※申込方法などの詳細は、お尋ねください。

問九州看護福祉大学 ☎ 0968(75)1800

本町保育園 ことも美術展を開催

- ▼とき 7月27日(日)から8月3日(日)までの午前10時から午後6時まで。
- ▼ところ 本町ふるさと美術館(日本町中学校内)。
- ▼内容 本町保育園の0歳から年長児まで、全園児が作成した絵や作品を展示。
- ▼入場料 無料。
- ▼本町まちづくり実行委員の杉本さん ☎ 080(1745)5172 / 本町保育園 ☎ 3871

天草地域特別支援教育セミナーを開催

天草地域特別支援連携協議会では、特別支援教育の充実と障がい児(者)に対する理解と啓発を目的とした「天草地域特別支援教育セミナー」を開催します。同セミナーでは、「つなげよう、ふかめよう、ひろげよう」をテーマに、崇城大学の園部博範氏(臨床心理

～任意加入制度を知っていますか～

年金情報



老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの間に、保険料を納めた期間(厚生年金などの期間も含む)と免除期間などを合わせて25年以上が必要(受給資格期間)。

しかし、保険料を納めていないために老齢基礎年金の受給資格を満たす事ができない人や、満額の老齢基礎年金を受給できない人は、60歳以降でも65歳になるまで任意加入をすることにより、受給資

格期間を満たしたり、年金額を満額に近づけることができます。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳まで任意加入しても受給資格を満たせない人は、70歳まで任意加入することもできます(ただし、受給資格期間を満たすまで)。

納めた保険料をむだにしないためにも、任意加入して年金を受給できるようにしましょう。

問本渡年金事務所 ☎ 2154 / 本庁・国保年金課

7～8月は「愛の血液助け合い運動」期間です

夏場は長期の休みや暑さで、献血者が減少することが心配されています。特に若い人たちで献血をしたことがない人は、ぜひご協力をお願いします。

8月の献血日程

期 日	時 間	場 所
8/7 (水)	9:00～12:00	新和町民センター
	13:30～16:00	新和保健福祉総合センター
8/8 (木)	9:00～12:30	市役所倉岳支所
	14:00～15:00	天草フレックス(株)(倉岳町)

▶持参品=献血カード(献血手帳)または身分証明書。
 ※いずれも400ml献血のみとなります。



ご協力をお願いします



©2010 熊本県くまモン

問天草中央保健福祉センター ☎ 3737

「くまもと県民節電所」で節電を!

県では、皆さんの節電を応援するインターネットホームページ「くまもと県民節電所」を開設しています。

同ページに登録いただくと、各家庭や事業所の節電量が自動的に集計され、県内の総節電量も一目でわかります。

また、県民のみなさんが考案した節電のアイデアや取り組みを見ることができ、電子メールで節電などに関する各種情報を受け取ることができます。

皆さん、ぜひ登録してください。

[ホームページアドレス]

<http://kumamoto-setsuden.jp>



©2010熊本県くまモン

問県エネルギー政策課 ☎ 096(333)2320

「領収証」などに係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

これまでは、領収証や受取書などの「金銭又は有価証券の受取書」の金額が3万円未満の場合は非課税とされていましたが、平成26年4月から5万円未満の場合は非課税となりました。

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。また、天草税務署にお尋ねください。

問天草税務署 ☎ 2510

(※自動音声案内)